

粗大ごみ等に関するお知らせ

粗大ごみ及び草木ごみの適切な処分の促進と住民サービスの向上を図るため、令和7年4月より以下のとおり変更します。

変更①

粗大ごみや草木ごみを搬入する場合は、**事前の電話予約が必要となります。**
電話予約をしていない粗大ごみ等は搬入できません。

変更②

粗大ごみ処理券を町内小売店で購入することができるようになります。



令和7年4月より、町内のスーパーやコンビニエンスストアで順次販売を開始します！

新しい粗大ごみ処理券 ※これまでの処理券も使用可能です。



粗大ごみを搬入するまでのながれ

※草木ごみも同様の手順となります。

金武町役場 住民生活課 生活環境係へ電話 **098-968-2460**

受付時間 【土日祝祭日除く】月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時（正午～午後1時除く）

①住所 ②お名前 ③電話番号 ④ごみの品目と数量などをお伝えください。



係より、搬入日と受付番号をお伝えします。（希望日に添えない場合もあります。）



粗大ごみ処理券を購入し、処理券に搬入日と受付番号を記入して、粗大ごみに貼り付けてください。（搬入日・受付番号のないものは受け入れできません。）



搬入日当日、粗大ごみ置き場へ直接搬入してください。

ご注意ください！

- ❌粗大ごみ及び草木ごみは家庭分のみ搬入可能。事業所から出された事業系粗大ごみ等は搬入できません。
- ❌電話予約後の追加はできません。
- ❌1世帯から搬入することができる粗大ごみは、1か月に5点までとなります。（引っ越しなどによる多量の場合は方法が異なりますので、ご相談ください。）